（別紙）

奨学金返還支援事業助成対象候補者の認定の申請に関する誓約事項

１　申請日の属する年度中に、奨学金返還支援金の支給方法等について就業規則又は賃金規定等の社内規定で明確に定め、その写しを県に提出します。

２　支援対象従業員要件を満たす従業員を雇用した場合は、就業規則又は賃金規定等の社内規定に定める通りの奨学金返還支援金を当該従業員に必ず支払います。

３　奨学金返還支援事業に関する報告及び立入調査について、県から求められた場合には、それに応じます。

４　奨学金返還支援事業における助成対象候補者に係る認定の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該認定の取り消しに応じます。なお、認定後に要件を満たさなくなった場合は速やかにその旨を県へ連絡します。

５　支援対象従業員候補者が就業開始後３年以内に離職した場合は、速やかに県に連絡します。